I. 反対尋問

- 5 1. 「学説の検討」における c-3 説の検討で、「行為者の認識・予見を考慮すべきではなく」 となっているが、その根拠は何か。
 - 2. 「行為の有する危険性が現実化したか」という基準は、具体的にどんな基準なのか。
 - 3. 「学説の検討」における d 説の検討で、「予見できないような介在事情が存在する場合、相当因果関係説に立つと、因果関係が肯定できな」く「結論の妥当性を欠く場合がある」とあるが、この「結論の妥当性を欠く場合」とは具体的にどういうことなのか。
 - 4.「学説の状況」における d 説で、(イ)~(ハ)の要素を判断要素としているが、かかる 3 つの要素の判断に与える影響度の比重はどうなっているのか。
 - 5.「本問の検討」において、因果関係の判断の際に、「直接的な死因」を誰が形成したのか、 によって最終的に判断しているように思われるが、この規範はどこから生まれたのか。

15

10

Ⅱ. 学説の検討

- 1. a 説・b 説・c-1 説・c-2 説について 検察側と同様の理由により、採用しない。
- 2. 危険の現実化説説(d 説)について
- 20 検察側の提示する本説は「行為の危険性が結果へと現実化したか」を基準とするが、行為 時および行為後に存在したすべての事情を基礎に客観的に判断すべきだとしていることか ら、この説にいうところの「危険」とは「科学法則上の危険」、つまり、科学的危険を意味 すると考えられる。そして、科学的危険は程度を付しうる概念である。しかし、どの程度の 危険が重大で、因果関係の肯定に結びつくかは科学法則上明らかになるわけでない。また、
- 25 危険がいかなるプロセスを経て現実化した場合に因果関係を肯定するかも科学法則的に明らかにするのは不可能である。刑法上の因果関係の理論は、科学的真理を明らかにするものではなく、処罰の適正にとって、どの範囲の結果を行為に帰属させるのが合理的かを追求するためのものである¹。

さらに、検察側提示の 3 要件(イ、ロ、ハ)を総合考慮するという本説によると、「行為の 危険性」が相当程度認められた場合は、仮に介在事情の異常性や寄与度が高くとも、「行為 の危険性」を過大評価するあまり、因果関係を肯定することになりかねない。各要件同士の 因果関係判断における比重・関係性が曖昧であり、そのことが恣意的な結論を招く温床となりかねない。これでは、本来事実的因果関係判断の次段階として法的因果関係を判断する基準であるはずの危険の現実化説の役割が形骸化し、実質的に a 説(条件説)と同じように、因 果関係を肯定する範囲が広すぎることとなるおそれがあり、妥当性を欠く。

1 大谷實『刑法講義総論 [新版第 4 版]』(成文堂,2013 年)222 頁。

以上の理由により、弁護側はd説を採用しない。

3.折衷的相当因果関係説(c-3 説)について

刑法上の因果関係の理論は、科学的真理の解明ではなく、処罰の適正にとって、どの範囲の結果を行為に帰属させるのが合理的かを追求するためのものであるという前述の趣旨から考えると、刑法上の因果関係は、行為と結果の事実関係(条件関係)を明らかにした上で、一般の国民から見てその結果がその行為から生ずることが社会生活上の経験に照らして相当である場合認められると解する。そして、相当性判断においては、行為時に一般人が認識予見可能であった事情及び行為者が認識予見していた事情を判断の基礎とするのが妥当である。

10 因果関係について行為者の主観(認識・予見)を考慮すべきでないという批判がある。しかし、相当因果関係説の狙いは、条件関係の認められる結果のうち、行為者の支配によらない偶発的結果を排除することにあるが、行為者が認識・予見していた事情があれば、行為者はそれを支配可能であり、生じた結果は偶発的結果とはいえない。そうした一定の事実の支配可能性²があり、それが行為者にとって必然であるものについては、刑法上の因果関係を認めるべきである³。

また、行為者の認識の有無が因果関係の存否に影響を与えるとすると、複数の行為者が結果を惹起するに至った場合、認識が異なる行為者によって、因果関係の有無に差が生じてしまうという批判もある。しかし、ある事実を認識・予見していなかった者には偶発的結果でも、認識・予見していた者にとっては必然的結果なのであるから、そうした両者の因果関係判断に差が生じるのはむしろ当然である⁴。

以上より、弁護側は折衷的相当因果関係説(c-3 説)を採用する。

Ⅲ. 本間の検討

5

20

第1. X の罪責

- 25 1.(1) 昭和 56 年 1 月 15 日の夜、X は、1 時間にわたり、プラスチック製洗面器の底や革バンドで A の後頭部を多数回殴打した。A はこれらの暴行により内因性高血圧性橋脳出血を引き起こし、その結果 A は死亡するに至った。かかる X の行為に殺人罪(刑法(以下省略する)199 条)は成立するか。
- (2) そもそも X はプラスチック製洗面器や革バンドといった比較的凶器としては脆弱な 30 ものを使用している。かかるもので殴打をして「人」が死亡することを X は認識・認容 していなかったので、上記行為に殺人罪(199条)の故意(38条1項本文)は認められない。
 - (3) したがって、Xの上記行為に殺人罪(199条)は成立しない。
 - 2.(1) では X の上記行為に傷害致死罪(205 条)は成立するか。

大塚裕史・十河太郎・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論』(日本評論社,2012 年)76 頁。

² 川端博『刑法総論講義 [第3版]』(成文堂,2013年)165頁。

³ 大谷・前掲 207、208 頁。

⁴ 大谷・前掲 208 頁。

- (2) X はプラスチック製洗面器や革バンドで A の後頭部を 1 時間にわたり、多数回殴打しており、それにより A は内因性高血圧性橋脳出血を引き起こしている。かかる行為は A の身体の生理的機能を害しているといえるので、「傷害」にあたる。また、A は脳出血により「死亡」している。
- 5 (3) もっとも、本件では X の暴行後に、倒れている A に対して Y が暴行を加えている。 かかるような場合にも X の行為と A の死との間に因果関係が認められるのかが問題と なる。この点、弁護側は c-3 説に立つ。つまり、行為時に一般人が認識・予見し得た事情 及び行為者が認識・予見していた事情を基礎事情とし、その行為から結果が生じたこと が社会通念上相当と認められるときには因果関係が肯定される。
- 10 本件では、X の行為により A は恐怖心による心理的圧迫によって血圧を上昇させ内因性高血圧性橋脳出血を発症している。もっとも、一般的に、極めて重症である橋脳出血は比較的稀な脳出血である。さらに、X が使用したプラスチック製洗面器は重量が軽く硬さもあまりなく、革バンドも柔らかいことから、両者は凶器としての危険性が低いということも考えると、やはり橋脳出血はそういった道具を使用して後頭部を数回殴打して直ちに引き起こるような症状ではない。したがって、一般人であれば凶器性の低い道具で殴打されて、恐怖心による心理的圧迫等により血圧が上昇し、内因性高血圧性橋脳出血を発症するとは考えにくいことから、A は元々橋脳出血を発症しやすい特異な体質であったといえる。
- よって、Aがかかる特異な体質であることを、行為時に一般人が認識・予見し得たとは いえず、また行為者 X はかかる事情を認識・予見していなかったので、かかる事情は X の行為と A の死との因果関係の判断の基礎事情から排除する。

また、X の行為後の Y の殴打行為については、倒れている人を通りかかった人が殴打することは稀なことであり、かかる事情は一般人が認識・予見し得えないし、行為者も認識・予見していなかったので、基礎事情から排除する。

- 25 したがって、本件では X の暴行行為のみを基礎事情として、X の行為と A の死との因果関係を判断することになる。この点、前述のとおり、プラスチック製洗面器や革バンドは凶器性が低くこれらを使った暴行により、橋脳出血を発症していない。人が死亡することは社会通念上相当とはいえないので、X の暴行行為と A の死との間の因果関係は否定される。
- 30 (4) よって、X の上記行為に傷害致死罪(205条)は成立せず、傷害罪(204条)が成立する。
 - 3. 以上より、X には傷害罪(204条)が成立する。

第2. Y の罪責

- 1. (1) Y は倒れている A の頭部を角材 $(130\text{cm} \times 4\text{cm} \times 5\text{cm}(以下省略))$ で数回殴打しているが、かかる行為に傷害致死罪 $(205 \, \$)$ は成立するか。
- 35 (2) Y の角材による殴打によって、A は脳出血が拡大しているので生理的機能を害しているといえ、「傷害」にあたる。また、その後 A は「死亡」している。

(3) では、Y の暴行行為と A の死との間の因果関係は肯定されるのか。弁護側は c-3 説に立つ。前述のとおり、橋脳出血は比較的稀で発症しづらい症状であり、Y が暴行を加えた行為時に、倒れている A が橋脳出血によって倒れていると一般人は認識・予見し得ないし、行為者 Y もかかる事情を認識・予見していなかった。したがって、A が橋脳出血を起こして倒れていることは、Y の暴行行為と A の死との因果関係の判断の基礎事情から排除する。

本件では、Y は頭部という急所を狙ってはいるものの、Y が使用した角材は比較的サイズが小さく、コンクリートや鉄と比べたら攻撃力が劣るため、かかる道具で頭部を数回殴打して人が死亡するということは社会通念上考えにくく、相当といえない。よって、Y の暴行行為と A の死との間の因果関係は否定される。

2. 以上より、Yには傷害致死罪(205条)は成立せず、傷害罪(204条)が成立する。

IV. 結論

5

10

XはAに対する傷害罪(204条)の罪責を負う。

15 YはAに対する傷害罪(204条)の罪責を負う。

以上